



島根県報

平成17年 3 月29日 (火)
号外 第 32 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

| | | |
|--|------------|---|
| 児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則 | (障害者福祉課) | 1 |
| 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則 | (") | 2 |
| 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則 | (") | 2 |

公布された条例等のあらまし

児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則 (規則第62号)

1 規則の概要

地方機関の見直しに伴い、申請書等の経由に関する規定を削除することとした。(第 5 条関係)

2 施行期日

平成17年 4 月 1 日から施行することとした。

身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則 (規則第63号)

1 規則の概要

地方機関の見直しに伴い、申請書等の経由に関する規定を削除することとした。(第 6 条関係)

2 施行期日

平成17年 4 月 1 日から施行することとした。

知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則 (規則第64号)

1 規則の概要

地方機関の見直しに伴い、申請書等の経由に関する規定を削除することとした。(第 6 条関係)

2 施行期日

平成17年 4 月 1 日から施行することとした。

規 則

児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3 月29日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第62号

児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定等に関する規則 (平成15年島根県規則第46号) の一部を次のように改正する。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月29日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第63号

身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の指定等に関する規則（平成15年島根県規則第47号）の一部を次のように改正する。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月29日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第64号

知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の指定等に関する規則（平成15年島根県規則第48号）の一部を次のように改正する。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。